

1 平成24年7月1日以降、別居※の被扶養者への仕送りについて、金融機関等を経由して送金していることが客観的に確認できる書類が必要となります。(手渡しでの仕送りは認められません。)

(※就学又は単身赴任による一時的別居を除く)

平成24年7月1日以降の別居扶養の認定要件と必要書類

認定要件

- 1 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た額が、組合員からの仕送り額以下であること。
- 2 組合員からの仕送り額が、月額5万円以上であること。
- 3 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- 4 **組合員から認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して送金していること。**

必要書類

- 1 被扶養者申告書 (家族調書)
- 2 申立書
- 3 認定対象者の収入状況が確認できる書類
- 4 組合員の住民票
- 5 認定対象者の住民票謄本
- 6 組合員との続柄を証する書類 (戸籍謄本等)
- 7 **仕送りをしていることが客観的に確認できる書類**  
(金融機関の振込票の写しや、入金・送金記録のある預金通帳の写し、現金書留受付印のある封筒の写し等) ※「手渡し」との本人の申告だけでは認定できません。
- 8 その他必要とする書類



御注意

現在、既に別居扶養として認定されており、手渡しで仕送りをされている方についても、必ず金融機関を経由して送金する方法に変更してください。

※ 変更できない場合は、扶養の対象外となりますので、削除の申請をしてください。

提出書類

- ・被扶養者申告書 (家族調書)
- ・扶養削除に係る申立書

削除年月日

- ・平成24年7月1日

理由

- ・「金融機関経由での仕送りができないため」「仕送りを停止するため」など

◇ 金融機関の振込票の写しや、入金・送金記録のある預金通帳の写し、現金書留受付印のある封筒の写し等は、扶養状況調査を行う際に必要となりますので、保管しておいてください。

送金の事実が確認できない場合は、7月1日に遡って扶養認定を取り消し、資格喪失後の医療費等の給付金については返還していただくこととなりますので、御注意ください。

## 2 認定中の被扶養者に同別居の変更があった場合は、届出が必要になります。

平成24年7月1日以降、認定中の被扶養者に同別居の変更があった場合は、**「被扶養者申告書(家族調書)」及び必要書類**を提出してください。

(必要書類)

- ◇同居から別居
  - ・仕送りの事実が確認ができる書類
  - ・組合員の住民票
  - ・認定対象者の世帯全員の住民票
- ◇別居から同居
  - ・組合員の世帯全員の住民票